

方を採用いたしました。今後も施設改善等の問題点がございしますが、十分研究
する中で対応できる職種につきましては、対応してまいりたいと考えておりますので、
御理解をいただきますというところでございます。

それから、三点目の医療体制でございますが、障害のある方に対する医療
機関の診療の対応は、健常者と区別するものではございませんが、重度の障害
のある方については、通常の施設では十分な対応が困難な場合があると思われ
ます。このことは各自自治体で大変苦慮しているところでございます。東京都障害
者年の中間答申においては、個々の障害者に適切に対応する診療体制を民
間医療機関の努力と連携を得ながら都立総合病院の機能として計画的
に整備し、予防体制を整備すると都では言っております。

当市といえしましても、これに協力し、早期整備を待つて障害のある方の利
便を図ってまいりたいと考えております。また市内の医師の先生方とも特別の
配慮をお願いしてまいりたいとも考えております。

四点目の福祉タクシーでございます。

福祉タクシーについては、重度の障害のある方の生活圏の拡大を図ることを

目的として、立川市、三鷹市を初め、都下数市においてタクシー会社と契約し、
タクシー券を交付する方法により実施しております。

当市においても、この制度を十分研究し、関係機関とも相談いたしまして、
前向きに検討していく所存でございますので、よろしく御理解をいただきますと思
います。

次の災害対策でございます。

震災時において、最も大きな被害をもたらすのは延焼火災であります。こ
の延焼火災に対する根本的な対策は、すべての建物は不燃化することであり
ますが、それには長い年月と多くの資金が必要です。早期の実現は困難
であります。

先般、都において都市防災施設基本計画が発表されましたが、市におい
ても防災対策につきましても、都の指導等もいただきながら、防災都市づくり
に努めていきたいと考えております。

二点目でございますが、次に避難経路の点検がありますが、震災時には
ブロック等倒壊による事故が非常に多く予想されます。都においても建

設業者等に対して通達を行っておりますが、当市といたしましても、今後、さらに防災対策の強化について必要な対策を推進してまいりたいと思っております。

次に、生活資金制度でございます。

生活資金貸付し付けについては、御案内のとおり、昭和五十年度より五百万円の貸付資金をもって、社会福祉協議会に委託し、業務を運営していただいております。昭和五十二年七月に貸付限度額を一世帯五万円から十万円に引き上げております。この資金の貸し付けは低所得者の不時の出費等により資金の融資を受けることが困難な方に対して、貸し付けを行うものであることから、償還がおくれる等のため、必要なときに即貸し付けする金額が不足する事態が生じておるようでございますが、社会福祉協議会において、本人、保証人等になお一層の督促をし、貸付金枠の確保を図ってもらうよう、お願いをいたしたいと思っております。

なお、社会福祉協議会とも相談をして、対処していく考えでございますので、よろしく願います。

細部については、担当から説明をいたします。

○総務部長（浅見裕康君）

自席からお許しをいただきまして御答弁申し上げます。

市の職員として、どの程度雇用されているかという御質問でございますけれども、現在身体障害者雇用促進法の規定に基づきまして、市の職員——一般職でございますけれども、現員からの比較におきまして、法定数が七名になっております。充足数が現在のところ三名でございます。

先ほど市長が御答弁申し上げましたように、今後できるだけ可能な形で、私ども職員採用の際には十分考慮しながら対応していただきたい、かように考えております。

○市民部長（井上久男君）

災害対策の中で延焼遮断防止対策につきましては、

先ほど市長が申し上げましたので、その内容を検討しているかどうかというような御質問でございますけれども、この内容につきましては、先ほど市長が申し上げたとおり、都からまた正式発表になったばかりでございますので、都の指導を仰ぎながら今後この辺のところの検討は進めなければいけないのではないかと考えております。さらに広場的な空地を確保する考えがあるかないかということでございますが、これにつきましても、都市計画道路、あるいは公園等のオープンスペースの

整備さらには個々の努力に関するものの建物による防火地帯の建設そのようなことを現在も行つて都市計画としては、防火並びに準防火地域の指定も行つておりますけれども、これもその辺のところも重点的にまたさらに詰めていって広場的な空地を確保する必要があるかと考えております。

避難経路につきましても、市長が先ほど御答弁しておりますのでよろしくお願いいたします。

○十八番（東田正治君）では自席から質問をさせていただきます。

いまの御答弁の中で、まず最後の生活資金の貸付制度でございます。

これは委託業務でありますし、どうかひとつ、いま御答弁のとおり、よく当事者と検討されて、よく話し合つた上で、遺憾のないように、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。市長の答弁で一応満足はしているわけですが、どうかよろしくお願いします。

次に、福祉タクシーの件です。これも御存じだと思います。状況は、これは私確か昭和五十一年か二年だったと思いますが、一般質問で一度やったことございまして、日の目を見なかったという感じでございします。これはやはり時代の趨勢

で、こういう時代に入ってきていると、私は思っています。この点どうかこういう障害者年の先駆けとして、福祉作業所もできましたし、ひとつタクシーのことぐらひはぜひめんどう見ていただきたいと、前向きに検討していただきたいとこのように御要望申し上げます。

次に、実は心身障害者の基金の問題ですね。これは二市で実施していると、効果的にその都度対応したいと、こういう御回答をございました。これはなかなかいいお答えだとは思ひますが、これは私、なぜこのようなことを申し上げるかと思はしますと、先ほども申しましたように、やはり大変対応がふくれていると、このことを強調するために、この協議会、こういうものを設けて、この心身障害の方々のいろいろな問題点をピックアップして検討するような組織をつくっていただいて、その中で基金等を設けて充実に充てたいと、作業所等ができておりますので、当然充実にこれから図つていかなくちやならないと思ひます。そういう点を考えるので、提案を申し上げたわけですから、どうか前向きに検討するということでございますので、よろしく願いを申し上げます。

次に、身体障害者の雇用の問題、この市職員の方々の採用は、いまのお答えでは七名ということですが、こちらの計算でいきますと、八名——八、五名ぐらひになる

んじゃないかと思うんです。定員は四百四十二名ですが、それからいきますと、これは市長部局から教育関係の部局一切入れまして四百四十二名とこれにはうたってあります。そうすると、一九七〇年。いま大体八、幾らになると思いますよ。それで、これは五十一年に指田議員が同じ質問を「私たちこうやってやっているわけですけれども、そのときのお答えもやはり理事者の方は変わっておられますが、同じような答えが出ているわけですか。これは五年前です。そのときやはり三名だから、次何とか一〇〇%を目指してできるだけ努力をしておりますと、五年前に言っておられたわけですか。そこでまた五年たつていまだ三名だから次はまた努力しますと言われるようなそういう答えを私はどうも申しわけないけれども、もう少し具体的にじゃどうするかということに聞かせていただきたいと思うんです。

これは福生市には心身障害者の方が合計で五百七名もおられます。そういう方々にやはり少しでも光を当てて、そしてその人たちが希望のあるそういう人生を、同じ人間として生まれて、私たちもこの前宮沢議員も六月定例会でも一般質問しました。老人福祉対策、あるいは代謝異常児の問題、こういう点も質問しております。やはりいつ降りかかってくるかわからない、これは他人の身ではありません。実際われわれ

皆が考えていくべき問題、自分自身の問題であると、このように私たちは認識をしているわけです。そういう点からもっときちつと歯切れのよい御答弁をお願いしたいと、このように思っています。

それから市民課の窓口の手話ができる、みずからが障害者の方で手話ができるぐらいの人を、これは各市でそういう事業はこれは行われているのです。これは全国のこととは相模原市、大垣市、四日市市と、こういうところではすでに手話のできる人を窓口において、みずから障害者の方がそういう窓口に座って、そしてその障害者の方々の対応をやっているわけですか。これは健康な人よりか、そういうわれわれみたいな者が手話ができるからと言ってやるよりか、かえってそういうところにそういう人を配置して、いまお答えがあれましたが適材適所というところで必ずやっていきますという答えが返しましたけれども、ぜひそういうところにそういう人を置いて血の通ったそういう施策というものを実行していたらいいとこのように思っています、この点いかなものかちつとお答えをお願いしたいと思います。

それから、福祉会館の利用度がどういうふうになっているか、こちらから申し上げますけれども、確かにそういう福祉対策においてお年寄りの方々の憩いの場として、いま

は十分に使われていると思います。反面、身障の方々、あるいは母子家庭の方々、そういう方々に対して案外まだ利用度が少ないと言いますか、利用しにくいと言いますか、そういう声が出てくるということなんです。ここをやはり私の考えでは我見と独断みたいな物の考え方ですけれども、どうか、こういう方々にワンフロアーでも、いま図書館ができましたし、あの図書館も移っちゃったし、空いていると思うんですけれども、空いているということはないかもしれませんか、そういうワンフロアーでも与えてあけて、それはいつでもそういう人たちのために使える部屋、そういうものを与えられないものかどうか、これはいろいろな考えがあると思います。その点どうか。当然いろいろなことが派生してくるわけですが、たとえば福祉社会館の建てかえの問題、これは調査費がついたまま、そのままどうなっているのか、これもちよつと御答弁を願いたいと思います。

もう一点、次の防災対策について、この点についてこれは今後検討していただきたい、いま先ほども申しましたように五十四年度さらに五十六年度の実施計画、あるいは五十六年度から五十八年度の実施計画の中にも、その点でははっきり言って網羅されておられません。こういう点なんか自分たちで理事者の方が一生懸命頭を使って、リッパな基本計画なるものができ上がっています。何かやってみたときにはきれいにでき上がっても、何かそれが

そのままになっているような感じですが、こういう点、そうではないと思いますが、ぜひ不燃化の対策、こういう点、遮断地帯をブロックごとに地域に変更して、どこで発生したらどういうふうに遮断していくのだと、そのためにも対策はどういうふうにしていくのだとか、そういう点をぜひ検討をしていただきたいと御要望申し上げます。

次に、広場の問題です。これはまた「広報ふっさ」、これにいろいろあるのですが、いまの広場の、たとえば公園については一人当たりの平方メートル数はどのくらいになっていますか、この点もちよつと御答弁を願いたいと思います。

○総務部長（浅見裕康君） 先ほど御答弁申し上げたのですけれども、私の方でお答え申し上げましたのは、実はいま東田議員さんは、条例の定数を基準に八名と、いうことですねども、実は、これ実数でまず計算しまして、それから職種によって、除外をされます。したがって、現在の定員から申し上げますと、四百八人が基準になります。これの一九ということをごさしまして七、幾つというふうなことで、これは切捨てという形で、はっきり規定されておりますので、七名であるというお答えを申し上げます。ちよつと説明が足りませんで申しわけございません。そういうことをごさいます。

それから、これからこの雇用に對しましてのもう少し歯切れのいい答弁を願いたい

というような御要望でございますけれども、先ほど市長も触れましたように、現在御案内のとおり、いわゆる人員の抑制という形が非常に福生市に限らず国も含めてあらゆる面で今回の臨調の答申の中にもございますように、非常に厳しい情勢下でございます。現実的に、現在私どもの雇用の実態も、欠員補充にとどまっていると、いろいろ運営上、苦しい個所もございますけれども、お互いの協力でそれを見込んでいて、今後またそういった原則に立って職員の採用というものを考えていかなければならないというふうな一つの大きな前提がございます。したがって、これから雇用する時点で、いろいろな御指摘ございましたような考え方、あるいは職種、そういうものを一応十分私どもも考慮した中で、一応御指摘いただきましたような面で採用時に十分前向きで取り組んでいきたいというふうなことでございます。具体的に数年前の答弁と現在の雇用充足数が同数というふうなことを数字的に御指摘いただいたわけでございますけれども、いろいろな点で私どもも雇用に対しての一定の条件というものもございますので、それらを一応勘案いただきまして、なるべくこれからの取り組みに対して、御期待をいただくと、今後この形で御了承賜ればというふうに考えております。いずれにいたしましても、今後この

った面につきまして、その時点を十分配慮しながら対応していきたいというふうに考えております。よろしく願います。

○福祉部長（田村忠雄君） 福祉会館の利用状況でございますが、五十五年度では福祉関係団体の方々の御利用になったのが百七十七件でございます。全体の一九・三％になっております。大体これは大広間とそれからホールでございます。それから、五十六年度の使用状況でございますが、身障の役員の方が十五人、四月八日でございます。それから、四月二十六日に六十人、これは手をつなぐ親の会の方が御利用になっております。それから七月になりまして、身障者の福祉協会が十七人、それからホールを手をつなぐ親の会が七十人ばかり御使用になっておりますが、非常に障害者団体の関係の御利用が少ないように考えますので、いまだ少し御利用になっていないと考えるわけでございます。

なお、福祉会館の改造の関係はいろいろ検討中でございますが、その検討の中には二階を身障者のスペースにして改造するような計画もあるわけでございますが、目下、検討中でございます。

以上でございます。

○建設部長（内田和雄君） 自席から御答弁させていただきます。

防災につきましては、都市計画法上、用途地域等の変更をもって、できるだけ防火地帯をつくつていくことで、本年度も五月に一部改正をいたしまして、現在市の指定されている中では、防火地帯が十八、六ヘクタール、それから準防火地域が三百六十七、五ヘクタール、無指定が二百七十五ヘクタールで全体的には五〇%以上、一応準防火地域まで指定してございます。これは前には用途地域の地図をお配りしてございますが、こういう点で、できるだけやはり防火、準防火地域等の指定をしていくことが、やはり災害があつたときの延焼の遮断とか安全性というのがでてくるのではないかというふうに思っています。いろいろ御指摘をいただきましたが、今後もしそのようなことを考え進めてまいりたいと思います。

それからまた、ただいま御質問いただきました公園の面積でございますが、全部で三十三カ所で十九万四千九百五十六、二五平方メートルになっていきます。それで一人当たりの面積が三、九九平方メートルでございます。現在の状況は以上です。

○十八番(東田正治君) もう一度お願いしたいんですが、たとえば、これは市の職員の方の採用の問題ですね。この問題はこれは参考までにちよつと申し上げます。これは去年の五十五年六月の労働省の調べなんです。これでたとえば、民間企業は

一五%法定で一応定められている。これが実際には一、三%、これは実施されているということです。それから特殊法人は一、八、これに対して一、三四、公共関係、国これが一九で二、〇と大変いわけです。都道府県一、九に対して一、五三、市町村これが一九に対して一、九八こういうふうになっております。三公社五現業に対しても大変よろしゅうございます。ところが福生市は余りよくない。これは労働省の調べですから、福生にも調べが来たと思います。これは福生市よりよほどほかのところがいいということになるのです。こんな言い方は申しわけないんですけども、実際、まことに五年前の話と余り変わっていない。このように感じるわけです。こういう点がございしますので、ぜひまあ答えのありましたように前向きに検討していただいて、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

福祉会館のこのにつきまして、ぜひいま検討されているようですが、専用の身障者の方々のルームもぜひ検討していただきたいと、このように思います。

それから、手話のできるような人たち、これもぜひ検討していただきたい。採用の場合やはりハンディがあるわけですから、同じ試験を受けて通ったら結構ですよというふうな考えではなくて、やはりそれなりに、その人たちの採用については、考えてあげていただきたいと、この点ぜひ一点だけお願い申し上げます。

それから、先ほど医療体制ということでお聞きしたわけですが、特別な配慮をしていきたいと市長の御答弁がございました。これは大変むずかしい問題であるということ十分承知をしております。ですが、これは総合的にぜひ検討していただきたいということから、医療体制と一応言ったわけですが、やはり目の届かないところが十分あるわけですから、これは訪問診療というこれは七十歳以上だと思ふのですね、これも事業の通達には在宅重度心身障害者訪問診療の実施について昭和四十六年五月四日にこれは通達が来ていると思ふます。こういう点、どれぐらい実施がされているのか。これは市町村、あるいは福祉事務所があるところでは通達が来ていると思ふます。国が二分の一、あるいは市が二分の一ということ、この事業は負担していると思ふます。あるいは地域福祉活動推進という事業、これも福生市なんか当てはまると思ふます。こういう点も、これは昭和五十三年四月二十六日に通達が出ております。来ていると思ふます。こういう事業が実際検討されているのかどうかということですが、これはやっていますか。どうですか。それお答え願いたいと思ふます。

それから、避難経路、これはぜひ避難経路についても、検討して、特に災害があつたときに後でブロックベが倒れたり、いろいろして通行時のそういう学童等に大変な

災害を及ぼすというようなことのないように、あつちやならないことですから、原則もつてここでこうやって言っているわけですから、ぜひ検討をお願いしたいと思ふます。

それから、広場のことです。広場の確保です。これは「広報ふっさ」昭和四十六年十一月の十七日、これにどういふふうに書いてあるかという、昭和五十一年には市民一人当たりの公園が五平方メートルになりますと、これは法定で定められた一人当たりの平方メートル数が六平方メートルですけれども福生市では五十一年には五平方メートルになりますと、こういういいことが書いてあるのです。実際にはいま五十六年ですけれども、これはこの調査に基づきますと、三四になるのです。そこが私は何か言いたいかということですが、これは計画的に空地の確保がなされてないのじゃないだろうかという、そこを私は言いたいわけですが、だから、やはり福生市の百年の大計を考える上において、それぞれの立場はあると思ふますが、理想的なそういう大福生市建設とうたってはおられるわけですから、やはりせめて十年、二十年後を目標にして、確保の計画というものを私はやっていただきたいと、こういう観点からあえてこういう資料を十年も前の資料を出してみたりするわけですが、いかかですか、その点もう一度御答弁願います。

○総務部長（浅見裕康君） お答え申し上げます。

先ほど御指摘をいただきましたのは、いわゆるいろいろなハンディがあるので、それはひとつ考慮して雇用に対して前向きに取り組んでいただきたいという御要望だと思います。現在私どもでも、いわゆるそういった仮の一つの例を挙げますと、体がある程度一般の方と比べてハンディがあるという者に対しての評価は一切いたしておりません。問題は御案内のとおり、一次試験がござります。その時点でやはり採用に際しての、いわゆる基準と申しますか、そのために、いわゆる筆記試験をしております。その評点に基づいて一応一次試験の結果の集約をしているというような形でござります。二次については、御案内のとおり面接等もいたしております。その時点のいま現段階の採用の方法といたしましては、一次試験では、いわゆるそういった形の筆記試験でござりますので、特別に身体的な障害によつて結果が悪くなつたというような形の採用試験は行っておりませんので、それは一応のレベルの形で、一応私の方は選抜させていたというふうなことでござります。あと、いまだまたま例を挙げて、手話の関係の方、こういった方の採用はどうかというふうなお話もございましたけれども、これについては、特別にどうしてもといった特殊な職能で、なおかつ専門的な一つの職能として行政執行上必要であるというふうな場合に、これは、当然、それにこたえる形で特殊な採用をすると、たとえば給食作業員だとか、運転手だとか、そういった方と同じような形で、いわゆるその人がその職能をもつておられて専門職として非常に市も必要であるというふうな場合の雇用はしているわけでござります。そういったところに合致したような場合、それは一応先ほど申しましたような十分それに耐え得るというふうな判断が立てますれば、そういった雇用をしていきたいと考えております。

したがって、一般事務職員の雇用につきましては、現在のところ非常に申しわけございませんけれども、一応一次試験というのは通過していただきたいというふうなところ考え方です。したがって、今後そういったようなケースで、私どもも、もう少し勉強させていたしまして、対応できあるいは消化できるようなそういった場合におきましては、積極的に取り組んでいきたいと、そういうふうな考えております。

○建設部長(内田和雄君) 公園の問題でございますが、ただいま私が申し上げましたのが、五十六年九月一日現在で申し上げます。人口が四万八千八百三十一人で公園面積が十九万四千九百五十六・二六、それで三・九九ということをお願いしたわけでござります。そのほか今後の計画でございますが、すでにもう上水公園それから加美緑地それから東福生公園それからあとアサノポール跡地、これらをこれから実施してこうということで、計画

を立ててゐるわけでございます。

こういうことで、今後でもできるだけ市内に広場をということでは計画をしてまいりたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○福祉部長(田村忠雄君) 訪問診査のことでございますが、現在実施しておりますのは寝たきり老人の方だけでございます。これは福生病院にお願ひいたしまして実施していただけるでございます。

なお、身体障害者の方々につきましては、現在実施しておりません。いろいろ技術面等で困難な点があるような関係もございます。実施してないわけでございますが、今後十分検討してまいりたいと思ひます。

○十八番(東田正治君) 三回目でございますが、ぜひまあ答えられましたように検討していただきたいと思ひます。こういう言い方は申しわけありませんが、目の届かないという点が私は多々あるのではないかとふうに考えます。事業もやはり十分お金もかかるわけです。前市長はあとしばらくお待ちください。お待ちくださいと言われてました。実際私たちは首を長くして、こういうことについては待つていたわけです。それでここで市長さんかわられましたので、二二年くらいはじつと見ていたわけですが、ぜひ市長さんも福生市の建設のため

に努力されておりますので、どうかこういう点、市長さんも前回の市長に引き継いでやられていくという所信表明もなされたと思ひます。どうかこういう点、ぜひ考えていたでいて前回の市長の意志をぜひ継いでいたでいて前向きに検討していただきたいと思ひます。

特にこういう事業は、地方自治体の長に権限がゆだねられております。ゆだねられていて、それを今度は福祉事務所に権限を委譲するというような形で、どうかすっきりしない点が法的にあるわけです。こういう点、私たちはぜひ不満でございますが、どうか福生市独自で権限がゆだねられてゐる以上は、市長の施策として、今後真剣に検討していただきたい、このことを申し上げたいと思ひます。

問題は障害があるないにかかわらず、人間は皆一人一人だれかにお世話になつてお互いに助け合つて、そして生活してゐる世の中ではないかと、これが人間の社会ではないかと思うのです。そういう点、人のことではなくて、わがことと考えてぜひ検討していただきたいことを御要望を申し上げます。以上をもつて終わります。

○議長(末次性男君) これより二時五十分まで休憩いたします。

午後一時五十分 休憩